

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位：百万円)

団体名 那珂川町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策債 発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
2,623	2,903	286	5,812

1. 一般会計等の財政状況

(単位：百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	8,756	7,921	835	821	380	9,388	
ケーブルテレビ事業特別会計	1,238	1,454	△ 216	△ 216		1,115	
一般会計等 計	9,994	9,375	619	605		10,503	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位：百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	2,116	1,989	127	127	239			
老人保健特別会計	219	212	7	7	16			
後期高齢者医療特別会計	143	141	2	2	52			
介護保健特別会計	1,194	1,139	55	55	229			
下水道事業特別会計	393	377	16	16	210	2,503	2,320	
農業集落排水事業特別会計	48	47	1	1	34	374	319	
簡易水道事業特別会計	321	298	23	23	24	546	204	
水道事業会計	227	214	13	103	14	1,198	131	法適用企業
公営企業会計等 計				334		4,621	2,974	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位：百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
栃木県市町村総合事務組合(一般会計)	14,804	14,512	292	292	2,693			
栃木県市町村総合事務組合(特別会計)	308	307	1	1	35			
栃木県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,557	1,528	29	29	13,472			
栃木県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	138,384	133,953	4,431	4,431	2,016			
南部須地区広域行政事務組合(一般会計)	2,351	2,256	95	95		1,292	41	
南部須地区広域行政事務組合(病院会計)	2,126	2,256	△ 130	698	366	1,887	113	法適用企業
一部事務組合等 計				5,546		3,179	154	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位：百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
榊馬頭むらおこしセンター	11	103	17						
榊まほろばおがわ	△ 4	94	20						
地方公社・第三セクター等 計			37						

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位：百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	802	848	46
減債基金	144	284	140
その他充当可能基金	2,096	2,581	485
充当可能基金 計	3,042	3,713	671

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含めない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	11.71	10.41	△ 1.30	△ 14.53	△ 20.00	下水道事業特別会計	—	—	—
連結実質赤字比率	17.99	16.15	△ 1.84	△ 19.53	△ 40.00	農業集落排水事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	13.1	12.7	△ 0.4	25.0	35.0	簡易水道事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	101.6	63.8	△ 37.8	350.0		水道事業会計	—	—	—
財政力指数	0.44	0.46	0.02						
経常収支比率	89.6	89.4	△ 0.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。